

ラオスにおける電子登記申請の導入に関して

2025 年 1 月 16 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023 年に会社法が改正され（以下、「改正会社法」）、同年 3 月 30 日から施行されています（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧ください）。その中で、第 16 条に会社の企業登録申請は、「電子申請でも可能（以下、「オンライン申請」）」と明記されています。しかしながら、改正会社法が施行されてから 1 年半以上が経ちますが、オンラインでの会社登記申請の受付は、まだ始まっていません。商工業省企業登録局のホームページには、会社法が施行後に、オンラインシステムのプログラム開発会社の募集が行われたり、各県の企業登録担当職員に対するトレーニングを行っていることが公開されています。実際に運用されるのは、時期的にももう少し先のようなようです。



今回、商工業省は、2025 年 1 月 9 日付で、国内外の投資家に向けて、オンライン申請の導入によるシステムの構築のため、紙ベースでの新規企業登録や登録情報変更手続きが通常より時間を要する旨の通知を行いました。その概要を以下の通りまとめました。

2. 通知の概要

(1) 現状

電子会社登記システム（Electronic Business Registration System (eBRS)）の導入は完了しており、2024 年 12 月 9 日より、試用期間中にあります。また、ラオス国内の各県の企業登録担当者に対して、オンライン申請に関するトレーニングを実施中とあります。

(2) オンライン申請について

改正会社法第 16 条には、以下の通り規定されています。

企業登録をしようとする者は、申請書および書類一式を関連当局に直接提出するか、又は、オンラインで申請することができる。

オンラインでの登記については、別途規定する。

会社を登記する場合、これまで、申請書類一式を 3 部印刷して、当局に提出していましたが（以下、「紙ベースの申請」）、オンライン申請も可能とあります。同通知には、すでに企業登録が完了している会社が、登記内容を変更する場合も、オンラインで申請が可能であることが記載されています。

(3) 紙ベースの申請に関する遅延について

改正会社法第 17 条には、ラオスで法人を設立するために企業登録をする場合、完全に揃った申請書類を当局が受理してから 3 営業日以内で企業登録書 (Enterprise Registration Certificate (ERC)) を発行することが規定されています。しかしながら、現在オンラインシステムへ既存のデータを移行中のため、紙ベースの申請による ERC の発行又は、登記情報変更にもなう ERC の発行 (改正会社法第 24 条) において、会社法第 17 条及び第 24 条¹で規定する日数より時間を要することが書かれています。

(4) オンライン申請の開始日

同通知には、具体的にいつからオンライン申請が可能となるのかは、記載されていません。従いまして、今後も当局の動向をフォローし、オンライン申請の開始日の通知がありましたら、別途お知らせいたします。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信 (例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等) を行っております。

¹ Article 24 Modification of Contents in Enterprise Registration Certificate

Enterprise wishing to change the content of enterprise registration certificate shall submit the application to the enterprise registration officer within thirty days upon agreeing date of change onwards. After receipt of application, enterprise registration officer shall consider to change of enterprise registration within three working days upon receiving the correct and complete application.



本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。